

保振企画 18 第 4 号
平成 18 年 5 月 11 日

短期社債振替制度利用者
一般債振替制度利用者 各位

株式会社 証券保管振替機構
代表取締役社長 竹内克伸

投資信託振替制度の開始に伴う社債等に関する業務規程等の一部改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当機構は、「社債等の振替に関する法律」に基づき、投資信託受益権について、決済制度の効率性と安全性を確保し、投資信託市場の発展に資することを目的として、投資信託受益権を対象とする振替制度（以下「投資信託振替制度」という。）を開始します。

これに伴い、「社債等に関する業務規程」、「社債等に関する業務規程施行規則」、「社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則」及び「社債等振替制度に係る手数料及びその料率」について、所要の改正を行い平成 19 年 1 月 4 日付で施行することといたしましたので、ご通知いたします。

改正の概要は下記のとおりです。

記

1. 投資信託振替制度の開始に伴う改正

(1) 投資信託振替制度の開始に伴う規定の新設等

投資信託受益権の新規記録、振替及び抹消に関する取扱いを定めるため、必要な規定を設ける。

新規記録、振替及び抹消に関する取扱いに係る規定以外の規定について、投資信託振替制度をも定めるため、「社債等」の定義に投資信託受益権を加えるなど、所要の改正を行う。

特例投資信託受益権に関する取扱いを定めるため、必要な規定を設ける。

(2) 投資信託振替制度に係る手数料の新設

投資信託振替制度に係る手数料及びその料率に関する取扱いを定めるため、必要な規定を設ける。

2. その他

その他、所要の改正を行う。

以 上